

福岡市民間創業拠点支援事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 福岡市民間創業拠点支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、創業者の事業活動の拠点となる施設（以下「創業拠点施設」という。）を運営する事業者（以下「創業拠点事業者」という。）が創業者に対して行う創業に係る人的支援の提供を支援することにより、民間事業者による創業拠点施設の設置の促進、創業支援の充実及びコミュニティ形成を図り、もって福岡市の経済の活性化に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 創業者

次のアからエまでのいずれかに該当するものをいう。

ア 事業を営んでいない個人であって、6月以内に新たに事業を開始する具体的な計画を有するもの

イ 事業を開始した日以後の期間が5年未満の個人

ウ 新たに会社を設立する予定があり、かつ、当該新たに設立する会社が6月以内に新たに事業を開始する具体的な計画を有する個人

エ 新たに設立された会社であって、事業を開始した日以後の期間が5年未満のもの

オ 自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立し、かつ、当該新たに設立した会社が6月以内に新たに事業を開始する具体的な計画を有する会社

(2) インキュベーションマネージャー（以下「IM」という。）

創業拠点施設において、創業者に対する創業に必要な情報の提供又は研修、創業についての指導又は助言その他の取組（以下「創業支援」という。）により、創業を支援する者をいう。

(3) コミュニティ形成支援

創業者相互間の交流の機会の提供、創業者と支援者との関係構築、創業者が供給する商品又は役務の加工、流通又は販売を行う事業者との連携の促進その他販売先の開拓の支援を行うことをいう。

(4) 中小企業者 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第17項の中小企業者をいう。

(5) 大企業 中小企業者以外の会社をいう。

(補助対象者)

第4条 この要綱に基づき、補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、創業拠点事業者であって、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。なお、補助対象者は公募により募集する。

- (1) 創業者が入居する創業拠点施設を福岡市内で運営すること。
- (2) 将来にわたって創業拠点施設の運営を継続する意思と能力を有すること。
- (3) 第9条に規定する補助金の交付申請を行った日において創業拠点施設を運営し、又は同条の申請日から3月以内に創業拠点施設の運営を開始する具体的な計画を有すること。
- (4) 市税を滞納していないこと。
- (5) 中小企業者（個人を除く。）若しくは大企業、又は商工会議所、特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいい、市長が特に認めるものに限る。）その他の創業者を支援する団体であること。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項の風俗営業、同条第5項の性風俗関連特殊営業又は同条第11項の接客業務受託営業を営んでいないこと。
- (7) 福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員若しくは同条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(補助対象事業)

第5条 補助金を交付する対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 創業拠点施設においてIMが創業者に行う創業支援
- (2) IM以外の専門家（弁護士、大学教授等をいう。）が創業者に行う創業支援
- (3) IMが創業者のために行うコミュニティ形成支援

(補助対象経費)

第6条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち、賃金、委託料、謝金、及び旅費交通費とする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費に対し、次の表に定める補助率により算出された額を上限とする。

事業内容	補助率又は補助額
創業支援又は連携支援に係る国 県の補助を受けない事業	上限額 300万円 補助率 補助対象経費の2分の1
創業支援又は連携支援に係る国 県の補助を受ける事業	上限額 300万円 補助率 補助対象経費から国県の補助及び交 付金額を差し引いた残額の2分の1

(補助対象期間)

第8条 この要綱に基づき補助の対象とする期間（以下「補助対象期間」という。）は、事業開始日の属する月の初日から事業完了日までとする。ただし、第4条の要件を満たしていないことが判明したときは、当該要件を満たしていない期間を補助対象期間から除くものとする。

(補助金の交付の申請)

第9条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、創業拠点施設ごとに、市長に対しその定める期日までに、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 福岡市民間創業拠点支援事業補助金交付申請書（様式第1号）
 - (2) 福岡市民間創業拠点支援事業における創業支援実施計画書（様式第1号の1）
 - (3) 経費明細（様式第1号の2）
 - (4) 役員名簿（様式第1号の3）
 - (5) 定款、規約その他の当該創業拠点事業者の組織及び運営の方法等について定めるもの
 - (6) 履歴事項全部証明書又は法人登記簿謄本
 - (7) 直近の決算書
 - (8) 創業拠点となる施設の賃貸契約書の写し及び建物に係る登記事項証明書
 - (9) 創業拠点となる施設の位置図、平面図、現況写真等
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 前項の場合において、創業拠点施設の運営を開始していない者にあつては、前項第8号の書類を省略することができる。ただし、創業拠点施設の運営開始後直ちに市長に提出しなければならない。
- 3 申請者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第 10 条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金の交付を決定するものとする。

2 前項の場合において、市長が必要と認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加え、又は条件を付して補助金の交付の決定をすることができる。

3 市長は、補助金の交付を決定したときは、様式第 2 号により速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を補助金の交付の申請をした者に通知しなければならない。

4 市長は、前条第 3 項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

5 市長は、第 1 項の審査により補助金を交付することが不相当と認めたときは、速やかに申請者に対しその旨を様式第 3 号により通知しなければならない。

(事業計画の内容変更及び中止)

第 11 条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付事業者」という。）は、第 9 条第 1 項第 2 号の創業支援実施計画書（以下「実施計画書」という。）を変更し、又は実施計画書の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ様式第 4 号の申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認をしたときは、当該交付事業者の様式第 5 号により通知するものとする。

3 前項の場合において、市長が必要と認めるときは、交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(事業の実績報告)

第 12 条 交付事業者は、補助事業を完了したとき、又は廃止の承認を受けた日から起算して 1 月以内に、次に掲げる書類を提出して、実績報告を行わなければならない。

(1) 福岡市民間創業拠点支援事業実施報告書（様式第 6 号）

(2) 実施概要書（様式第 6 号の 1）

(3) 補助対象経費明細（様式第 6 号の 2）

(4) 補助対象経費の支払に係る領収書の写し

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 交付事業者は、第 1 項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 13 条 市長は、補助事業の完了又は廃止に係る補助事業の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件

に適合するものであるかどうかを調査確認し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第7号により当該交付事業者に通知しなければならない。

(補助金の交付の時期)

第14条 補助金は、前条の規定により確定した額を補助事業の終了後に交付するものとする。ただし、事業の終了前に交付することが適当と認めるときは、分割して事前に交付することができる。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第15条 交付事業者は、補助事業完了報告後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合は、速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

(書類の保存)

第16条 交付事業者は、補助金の収支に関する帳簿及び証拠書類（以下「収支関係書類」という。）を、補助対象事業を完了した日又は廃止の承認を受けた日の属する年度の翌年度から5年間保存するものとする。この場合において、交付事業者は、収支関係書類を事務所に備え付け、かつ、これをいつでも市長又はその職員に自由に閲覧させなければならない。

(暴力団の排除)

第17条 市長は、暴排条例第6条の規定により、申請者又は交付事業者（法人であるときはその役員）に対し、その氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求め、警察に照会確認を行うことができるものとする。

(補助金の交付決定の取り消し)

第18条 市長は、補助金の交付の決定及び補助金の額の確定をした場合において、交付事業者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な行為を行ったとき。
- (2) 前号に定めるもののほか、補助金の交付の内容又はこれに付した条件その他法令、条例及び規則に基づく市長の処分又は命令に違反したとき。
- (3) 交付事業者（法人であるときはその役員）が暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員若しくは同条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者であることが判明したとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付が不相当と認めるとき。

2 市長は、補助金の交付決定を取り消したときは、様式第8号により速やかにその決定の内容を交付事業者に通知しなければならない。

(申請内容の変更の届出)

第 19 条 交付事業者は、第 9 条第 1 項に掲げる事項に変更があったときは、変更のあった事項及びその年月日を、市長に速やかに届け出なければならない。

(雑則)

第 20 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

(期間)

2 この要綱は、平成 29 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、第 16 条の規定による保存期間が満了していないものについては、当該保存期間が満了するまでの間は、同項の規定は、なおその効力を有する。